

令和3年5月10日

市内高齢者施設等 御中

名古屋市健康福祉局

新型コロナウイルス感染症対策室

高齢者施設等での新型コロナワクチン接種にかかる注意事項について

日ごろは本市の福祉行政及び予防接種行政にご理解ご協力を賜り有難うございます。
高齢者施設等での新型コロナワクチン接種を行う際の注意事項について、下記のとおりお示ししますので、ご留意いただくようお願いします。

記

1 ワクチンを無駄にしない取組み

- (1) 1バイアルの単位は次のとおりです。そのため、接種医の属する医療機関の種別やワクチン配送日に応じて、接種人数を5又は6の倍数となるよう調整をお願いします。

ア サテライト型接種施設

ワクチン配送日	1バイアルの単位
令和3年5月23日以前	5回分/バイアル
令和3年5月24日以降	6回分/バイアル

イ 基本型接種施設

初回の配送より全て6回分/バイアル

- (2) 接種当日に体調不良等で接種できない人が生じた場合、ワクチンに無駄を生じさせないため、以下に例示する対応がとれるよう検討をお願いします。

ア 次回の接種予定者を繰り上げて接種する。

イ 接種のキャンセル等により端数となる人数の接種を後日に変更する。

ウ 同一敷地内、同一建物内に併設する事業所等の利用者に接種する。

2 接種対象者であることの確実な確認

他市町村の高齢者施設において、対象者でない方に接種を行う事例や、1回目の接種から2回目の接種までの間隔が3週間より極端に短い事例が発生したことから、以下の対応例を参考に、接種対象者であることを確実に確認してください。

- (1) 接種券及び予診票を用いて接種対象者であることや、接種歴を確認する。
- (2) 接種対象者と非接種対象者が混在しないように、接種を行う区域を明確にするとともに、接種時に予診票や接種予定者リスト等で確認する。
- (3) 予診票を接種対象者の手元におき、接種終了時に回収する。

3 その他

- (1) 接種日に接種券を用意できない方には接種できません。
- (2) 原則として、施設内接種を行う際に従業員のみで接種することはできません。
(あくまで入所者との同時接種に限ります。)

4 接種医療機関への別添資料の交付

別添「高齢者施設等での巡回接種の際の注意事項」を接種医が所属する医療機関にお渡しください。

〈 問い合わせ先 〉

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室

電話：052-972-4389

接種医の方へ必ず
お渡しください。

高齢者施設等での接種にご協力いただく医療機関 御中

高齢者施設等での巡回接種の際の注意事項

日ごろは本市の新型コロナワクチン接種事業に多大なご協力をいただき有難うございます。今回、高齢者施設等向けの新型コロナワクチン（以下「ワクチン」）の接種を実施するにあたり、以下の事柄にご注意いただきますようお願いいたします。

注 意 事 項

★ ワクチンが無駄にしない取組み

- 1 バイアルの単位は次のとおりです。そのため、接種医の属する医療機関の種別やワクチン配送日に応じて、接種人数を5又は6の倍数となるよう調整をお願いします。

(1) サテライト型接種施設

ワクチン配送日	1 バイアルの単位
令和3年5月23日以前	5 回分/バイアル
令和3年5月24日以降	6 回分/バイアル

(2) 基本型接種施設

初回の配送より全て 6 回分/バイアル

- 2 接種当日に体調不良等で接種できない人が生じた場合、ワクチンに無駄を生じさせないため、以下に例示する対応がとれるよう検討をお願いします。
 - (1) 次回の接種予定者を繰り上げて接種する。
 - (2) 接種のキャンセル等により端数となる人数の接種を後日に変更する。
 - (3) 同一敷地内、同一建物内に併設する事業所等の利用者に接種する。

★ 接種対象者であることの確実な確認

他市町村の高齢者施設において、対象者でない方に接種を行う事例や、1 回目の接種から2 回目の接種までの間隔が3週間より極端に短い事例が発生したことから、以下の対応例を参考に、接種対象者であることを確実に確認してください。

- (1) 接種券及び予診票を用いて接種対象者であることや、接種歴を確認する。
- (2) 接種対象者と非接種対象者が混在しないように、接種を行う区域を明確にするとともに、接種時に予診票や接種予定者リスト等で確認する。
- (3) 予診票を接種対象者の手元におき、接種終了時に回収する。

★ ワクチンの取扱いについて

- 1 ワクチンの使用に際しては、医療機関から高齢者施設等への冷蔵移送は3時間以内として下さい。
- 2 巡回接種を行う際には、バイアルから希釈後に移送することはできません。（現地でワクチンの希釈を行うようにしてください。）
- 3 ワクチンは希釈後6時間以内で使用するものとされています。

（注）ワクチン接種の流れおよび医療機関から高齢者施設等までの移送等につきましては「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」第4章及び第6章をご確認ください。

★ その他

- 1 入所者について、予診を行った方は接種券を予診票に貼付の上、予診票を回収してください。（接種しなかった方は、接種券の「診察したが接種できない場合」の接種券を予診票に貼付します。）
また、2回目接種のために白紙の予診票（2枚複写）をご本人にお渡しください。
- 2 高齢者施設従事者には、2回分の「接種券付き予診票」と「新型コロナワクチン接種記録書」をお配りしております。
接種（予診のみで接種を行わなかった方を含む）の都度、「接種券付き予診票」を1枚回収してください。また、「新型コロナワクチン接種記録書」には、ワクチン接種シール（接種済証貼付用）を貼付してください。
- 3 巡回接種を行った結果、接種実績及びバイアル単位でのワクチン廃棄本数の報告をお願いします。報告方法は、V－S Y S操作マニュアル（医療機関用）「5 接種実績等を報告する」のページをご覧ください。
- 4 巡回接種の実施後、令和3年4月15日付で市医師会より発出した事務連絡「新型コロナワクチン予防接種事業に関する資材の送付について（ご案内）」中の「新型コロナウイルスワクチンの住民向け個別接種の概要について」5.請求と支払いの項目を参照のうえ、接種費用の請求・支払い手続きをお願いします。

（注） 今回の説明文書は高齢者施設等内での接種のためのものです。個別接種に関することにつきましては、別途発出する通知やマニュアル等をご覧ください。

〈 問い合わせ先 〉

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室

電話：052-972-4389